

久保田かずえ町議は2015年6月町議会で、石木ダム建設問題、琴見ヶ丘団地の住環境整備について、非核宣言自治体協議会加盟について一般質問を行いました。

## 町長は知事に要請を 知事は地権者との約束を守るべき

### 久保田町議

5月19日、県は住民の反対を押し切って、付け替え道路工事の再着工に踏み切った。

昨年、中村知事は川原公民館において地権者に「今後も疑問点について話し合いを継続する」と約束したにも関わらず、一片の誠意も示さないまま、6月12日早朝、地検者の不意をうけて傲慢なやり方で工事を強行した。

13世帯60人はここに残ることを決意して生活している。住み続けたいと言う住民の方たちの基本的な権利を強制的に閉



久保田かずえ町議

ざしてよいのか次の点について尋ねる。

一、昨年9月3日長崎新聞の「聞きたい、言いたい」でのインタビュー発言は、その後も変わりないか。

二、土地収用法第36条第4項により、強制収用につながる裁決申請に必要な4世帯の土地及び家屋の調書作成の際、前回と同様の対応とするのか尋ねる。

### 町長

インタビュー発言は「今なお反対されている13世帯の地権者の皆様に対して、ふるさと川棚町の治水のため、将来のために地権者に県との話し合いに応じていただきたいとの気持ちでいっぱい」と書いており、この考えに変わりはない。

次に、土地所有者及び関係者

が土地及び物件調書の署名捺印に拒否した場合には、起業者は川棚町長の立会及び署名捺印を求めなければならないと定められており、手続き上問題がないと確認されたので6月16日に署名・捺印した。

### 久保田町議

「強制的に明け渡しを求めるのは何とか避けてもらいたい」「町民も望んでいない」「13世帯も強制収容した例はない」とも答えられている。真からそう思っているのか

### 町長

新聞記事と言うのはややもすれば記者の想いの中には加わって記事となる場合があると個人的には思っている。

しかし、現実には事業認定の告示がなされており、憲法の下位の法律の中で、手続き上進められている、私にできることは、地権者に何とか知事との話し合いに応じて、協力していただけないかと言う思いで書いていただいた。



「工事強行より話し合いが先」と訴える地権者

13世帯の代執行がなされた例はないと状況を述べただけの話であり、私が反対している状況ではない。

### 久保田町議

県との話し合いに応じてほしいと言うことは「立ち退いて下さい」と言うことを前提に言っているのか。町長にとってこの13世帯が多いと思うか、少ないと思うか。13世帯を強制収容して造られたダムがあるなら教えてほしい。

### 町長

13世帯が行政代執行となると個人的には多い数字だと思ふ。また知事も、行政代執行をするとか、そういった話が出ていない。

### 久保田町議

私は、今度の選挙において「強

制収用はすべきではない」と訴えて選挙をした。この数は民意と捉えるべきだと思う。  
8割の方が苦渋の選択をして移転されたと言われるが、13世帯の方たちは40年以上も強制的なやり方で苦しめられ続けている。13戸のコミュニティを町長は潰そうとしている。歴代の町長として禍根を残す。止めるべきだ。

### 町長

事業主体はあくまでも県であり、土地収用法に基づいて準備がされているので、法律の解釈に従って事務手続きをしている。久保田議員とは認識の違いがかなりある。

### 久保田町議

昨年4件の農地について署名・捺印されたが今回の場合は家屋も含まれている。

積み上げてきた歴史、財産、大切なもの等に関係なく、書類に不備がなければ署名をするのか。

起業者が県ならば、何もうちの町が署名、捺印をしなくてもよいのではないか。しなければ、起業者がするのではないか。

ウラに続く